

【4-3】予算審査常任、決算審査常任、予算・決算審査常任委員会の設置状況

(令和2年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	予算審査 常任委員会を 設置している	決算審査 常任委員会を 設置している	予算・決算審査 常任委員会を 設置している
5万人未満 280	18 (6.4%)	3 (1.1%)	54 (19.3%)
5~10万人未満 250	13 (5.2%)	5 (2.0%)	39 (15.6%)
10~20万人未満 152	14 (9.2%)	3 (2.0%)	28 (18.4%)
20~30万人未満 48	1 (2.1%)	1 (2.1%)	4 (8.3%)
30~40万人未満 29	3 (10.3%)	2 (6.9%)	6 (20.7%)
40~50万人未満 21	2 (9.5%)	0 (0%)	2 (9.5%)
50万人以上 15	0 (0%)	0 (0%)	2 (13.3%)
指定都市 20	1 (5.0%)	0 (0%)	1 (5.0%)
全市 815	52 (6.4%)	14 (1.7%)	136 (16.7%)

【4-4】常任委員会の複数所属の状況

(令和2年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	1人の議員が複数の 常任委員会に所属している
5万人未満 280	90 (32.1%)
5~10万人未満 250	74 (29.6%)
10~20万人未満 152	44 (28.9%)
20~30万人未満 48	7 (14.6%)
30~40万人未満 29	9 (31.0%)
40~50万人未満 21	4 (19.0%)
50万人以上 15	2 (13.3%)
指定都市 20	2 (10.0%)
全市 815	232 (28.5%)

【4-5】常任委員会における公聴会、参考人招致、秘密会の事例

(令和2年1月1日~令和2年12月31日)

事例	市数	件数
常任委員会における 公聴会の開催事例	0	0
常任委員会における 参考人の招致事例	133	375
常任委員会を秘密会 とした事例	11	14

令和3年度実施事業 令和4年度 西宮市事務事業評価シート

I. 事務事業に関する基礎情報					
事務事業名	情報センター事業	作成年月日	令和 4年 6月30日		
		事業番号	460103		
担当部署	産業文化局 産業文化総括室 産業文化総務課				
主管課長等	高須賀 雅一				
法的根拠	その他(市規則等含)	無し	事業開始年度	平成5(1993)年度	
			予 算 科 目	01 款 35 項 05 目 10	
総合計画の体系	政策分野	04	都市の魅力・産業		
	施策分野	06	産業		
	取組内容	01	中小・小規模事業者への産業支援体制の強化		
II. 事務事業の実施概要 (PLAN・DO)					
事業概要	市内商工業事業者と従業員および市民を対象とした印刷機器の共同利用などのサービスを提供する。 令和3年度で事業を廃止。				
	対象・意図	対象 市内商工業事業者と従業員および市民 成果 (対象をどのような状態にしたいか) 単独で購入しにくい印刷機器の共同利用などのサービスを提供し、中小企業や商店に対して支援を行う。			
実施形態 (一部委託の場合はその範囲・内容)	全部委託 (外郭等) 情報センター運営委託				
市民等との協働の有無 (協働の範囲及び内容)	無し				
類似事業の有無 (該当する事業及び所管課)	無し				
令和3年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■情報センター運営委託事業 印刷機器共同利用・・・中小企業や商店が単独では購入しにくい印刷機器を中心に設置し共同利用に供した。令和3年度利用者数：849人</li> <li>■パソコンプールの提供・・・Office 2016 (Word, Excel, PowerPoint等)が入ったパソコンプールの貸し出し。令和3年度利用者数：210人</li> <li>■情報センター事業の廃止 平成5年度：パソコン研修事業、印刷機器共同利用サービス等を開始 平成30年2月：パソコン研修事業を廃止 (利用者の減少、多くの民間事業者が同様の事業を実施による) 令和4年2月：印刷機器共同利用サービス等を廃止、情報センターを閉鎖 (低価格で様々なニーズに対応できる印刷通販事業者の増加による)</li> </ul>				
III. 事業費 (コスト) の推移 (PLAN・DO)					
コストの内訳 (千円)	区 分	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度予算
	事業費 A	24,893	24,808	26,494	-
	うち会計年度任用職員人件費 (※)	2,239	2,220	2,235	-
	その他事業費 (※)	22,654	22,588	24,259	-
	正規職員人件費 B	1,854	1,858	1,895	-
	正規職員従事者数	0.22	0.22	0.22	-
	合計 (A + B) C	26,747	26,666	28,389	-
	Cの財源内訳				
	国庫支出金	0	0	0	-
	県支出金	0	0	0	-
	地方債	0	0	0	-
	その他	4,001	1,850	1,993	-
	一般財源	22,746	24,816	26,396	-
	コスト調整額 D	100	103	110	-
	(加算) 減価償却費	0	0	0	-
(加算) 退職給与引当	100	103	110	-	
(控除) コスト対象外	0	0	0	-	
トータルコスト (C + D) E	26,847	26,769	28,499	-	

IV. 事務事業の指標 (CHECK)						
活動実績 (量) を示す指標名	単位	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	対前年比 (%)	令和4年度計画
① 開館日数	日	214.0	199.0	214.0	107.5	-
②		-	-	-	-	-
③		-	-	-	-	-



事業の成果や効果を示す指標名(説明)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標値	達成率 (%)
① 共同機器利用者数	単位 目標	3,000.0	3,000.0	3,000.0	-	3,000.0 28.3
	人 実績	2,076.0	816.0	849.0	-	最終目標年度 令和3年度
式・説明	プース利用者等は除く					
②	単位 目標	-	-	-	-	-
	実績	-	-	-	-	最終目標年度
式・説明						
③	単位 目標	-	-	-	-	-
	実績	-	-	-	-	最終目標年度
式・説明						

V. 事務事業の点検 (CHECK)			
評価項目	評価内容	評価内容の説明	
必要性	事業の社会的ニーズ	社会的ニーズはあまりない	低廉で様々なニーズに対応できる印刷通販事業者が増加している。
	市の関与の妥当性	法令・条例の根拠は無い(市規則等の場合など)	
成果・有効性	成果の達成状況	目標を大きく下回った	利用者アンケートは行っていないが、市内事業者を調査したところ、本市と同様の印刷機器共同利用サービスを行っている事業者は2社、印刷通販事業者は2社あり、価格面においても大きな差は無かった。
	市民ニーズの傾向	かなり減ることが予想される	
	市民満足度	データなし(アンケート調査等を実施していない)	
コスト・負担	コストの節減度	ほとんど変わらない	機器の維持管理には一定の経費が必要であるが、対する使用料収入が少なく、多くを一般財源で負担している状況である。
	将来コスト増減見込み	現状どおりで推移	
	受益者負担の適正度	既に現時点で適切な割合が負担されている	
執行方法	外部委託の可能性	既に委託しており、範囲等の拡大はできない	情報センター運営業務を外部委託している。
	実施方法の効率性	業務改善を実施しているが、効果が表れていない	
成果の達成状況及び評価結果から明らかにした課題事項など		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業や商店等の利用を主目的としていたが、近年は個人利用の割合が増えており、事業の大きな目的である産業振興の側面が希薄化している。</li> <li>・今後も利用者・使用料の増加は望めない。</li> <li>・印刷通販で代替できるサービスが多くあり、行政として事業を継続する必要性は薄れている。</li> </ul>	

VI. 今後の改善策 (ACTION)		
事務事業の今後の方針	基本方針	41 完了
	改善・見直し内容	令和4年度で対応するもの 令和5年度以降で対応する予定のもの

注意事項  
 (1) 内部事務(事業分類コードが119、120、121)の場合は、成果指標、活動指標を設定していない。  
 (2) 投資的業務(事業分類コードが222、223)の場合は、成果指標を設定していない。  
 (※) 「うち会計年度任用職員人件費」：令和元年度までは「嘱託職員の人件費」が記載されています。  
 (※) 「その他事業費」：令和元年度までは「臨時職員の人件費」が計上されています。

評価対象年度	令和元 年度	事務事業評価シート		作成日	令和2年 6月 4日
事務事業名	広報事業		事業類型	広報紙発行	
担当部課G等	企画部 秘書広聴課	シティプロモーション推進	記入者氏名	宇佐美 智也	
総合計画体系	施策の大綱(施策名) 第1章 みんなで進める住みよいまちづくり		■ 実施計画対象事業		
	施策名 3 市民との協働によるまちづくりを推進する				
基本事業名		3 情報の発信と共有			
予算科目	一般会計	款 02	項 01	目 02	事業名 広報事業
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ		<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 年度～)		<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (年度～ 年度)
事業概要					
【全体概要】 市の情報を市民に提供し、市民の市政への理解、関心を深めてもらうため、広報紙を発行する。			【業務内容】 ・広報なか、広報なかおしらせ版の発行による市政情報の広報 ・テレホンガイドサービスの提供(休日当番医広報)		

1 現状把握の部(DOシート)

(1) 事務事業の目的と効果・指標等の推移

①対象(誰、何を対象にしているか)*人や自然資源等	④対象指標(対象の大きさを表す指標)	単位	30年度(実績)	01年度(実績)	02年度(見込)	03年度(計画)	04年度(計画)
---------------------------	--------------------	----	----------	----------	----------	----------	----------

市民	常住人口(実績)	人	53795	53436	53187	52800	52500
			0	0	0	0	0

(2) 投入量の推移

②手段(具体的な事務事業のやり方)	⑤活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	単位	30年度(実績)	01年度(実績)	02年度(見込)	03年度(計画)	04年度(計画)
-------------------	----------------------	----	----------	----------	----------	----------	----------

広報なか 広報なかおしらせ版	広報なか発行回数	回	12	12	12	12	12
	おしらせ版発行回数	回	24	24	24	24	24
	広報なか総ページ数	ページ	336	272	272	272	272
			0	0	0	0	0

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等

①事業を始めたきっかけ	市民に市政情報を伝える手段として始まった。事業の始期は、那珂町広報としての昭和30年6月1日。当時の財政事情、伝染病予防等情報を伝えるなど、後世に残る歴史的公文書としての役割もある。
②事務事業をとりまく状況(対象者や根拠法令等はどう変化していますか? 開始時期と比べてどう変わりましたか?)	インターネット、SNSの利用者が増え、紙媒体のみに依拠するかの比率は相対的に減っている。一方で、各世帯において紙媒体のみでしか情報を収集できないかたもいることから、現在も紙面による広報活動を行っている。
③関係者からの意見要望(この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられていますか?)	議員から広報紙編集の知識を教えてほしいとの要望があり、議会広報の紙面づくりにもシティプロモーション推進室の持つノウハウを生かしている。

(4) 前回(平成29年度)の評価結果に対する改革・改善の取り組み

前回の評価の結果、どのように取り組みましたか? また、取り組み後どのように変わりましたか? 見直しの結果、予算にはどのように反映しましたか?	<input type="checkbox"/> 前最終評価 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持	(前回評価結果を踏まえて見直した内容) 新規開店のコンビニに依頼し、広報紙の設置場所を増やした。アプリ「マタイロ」に情報提供し、スマホから最新紙が見られるよう配慮した。	(見直し内容に関する予算への反映) <input type="checkbox"/> 削減(事業費) 0千円 <input type="checkbox"/> (人件費) 0千円 <input type="checkbox"/> 増加(事業費) 0千円 <input type="checkbox"/> (人件費) 0千円 <input checked="" type="checkbox"/> 反映なし
--	---	---	---

2 評価の部(SEE) \*原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 全市町村で発行しており、また発行元が市のため、関与に疑問の余地なし。
有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果の向上余地 ●当初の見直しに沿った成果が出ていますか? ●成果が一部の対象者に限定されていませんか? ●対象数が増加している場合、現状どおりの対応では十分に成果が得られないおそれはありませんか? <input type="checkbox"/> 類似事業との統廃合余地 廃止・休止の可能性 ●市の事業で対象指標や活動指標が似ているものはありますか? ●廃止又は休止した場合、事業の対象や成果の状況から判断し、影響は限定的で対応は可能であると見込めますか?
効率性	<input type="checkbox"/> 事業費や人件費の削減余地 ●成果を下げるに、単位当たりコストを削減し活動指標を増加(維持)させることはできませんか? ●担当者の業務の一部(全部)を民間委託することで、担当者の負担(人件費)を減少できますか? ●事業目的にそぐわない支出はありませんか? <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がない <input checked="" type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 広報紙は自治会経由のほか、公共施設、スーパー、コンビニ、銀行等窓口にて配架と併せ、情報媒体である市ホームページ、SNSによる発行周知、アプリ「マタイロ」、いばらきイーブックスなどからも閲覧が可能で、自宅に居ながらにして市政情報入手できる手段を提供している。
公平性	<input checked="" type="checkbox"/> 受益者負担の適正余地 ●事業の内容に照らし、受益者の負担割合は適正ですか? ●受益者負担を求める事業ではない。負担割合が低い事業の場合、その理由は何ですか? <input type="checkbox"/> 適正である <input type="checkbox"/> 見直す余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) <input checked="" type="checkbox"/> 受益者負担を求める事業ではない 広報紙は、市政情報を広くあまねく周知する性格のもので、市民が等しく情報を共有するための手段であることから、有料で配布する性格のものではなく、受益者負担を求める事業ではない。

3 計画の部(PLAN)

(1) 1次評価(次年度に向けた方向性) ※担当課長、グループ長、担当者が記載

終了  廃止  休止  統廃合  
 継続 →  見直し(改革・改善) → {  目的の再設定  有効性の改善  効率性の改善 }  
 現状維持(現状通りで特に改革改善はない)

改革・改善の具体的な内容(改革案・実行計画)

他市町村事例同様、広報紙とおしらせ版を同一の冊子とすることで1ページ当たりの単価減を目指していく。

改革・改善による期待成果

		コスト	
		削減	維持
成果	向上	○	
	維持		
	低下		

(2) 2次評価(2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策)) ※担当部長が記載

終了  廃止  休止  統廃合  継続 (  見直し  現状維持 )  
 改革・改善の具体的な内容(1次評価者と同じ場合も記入)  
 他市町村の例等を参考に、「広報なか」と「広報なかおしらせ版」の統合について検討する。合わせてフルカラー化についても検討する。

(3) 外部評価(外部評価委員会が判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策))

終了  廃止  休止  統廃合  継続 (  見直し  現状維持 )

(4) 3次評価(行政評価本部会議メンバーによる最終的な方向性を必要とする場合)

終了  廃止  休止  統廃合  継続 (  見直し  現状維持 )

令和4年度（3年度決算分）高松市事務事業評価表 【事中・事後評価】

総合計画体系	まちづくりの目標	健康やかにいきいきと暮らせるまち	評価	局名	健康福祉局
	政策	支え合い、自分らしく暮らせる福祉社会の形成	評価担当	課(室)名	障がい福祉課
	施策	障がい者の自立支援と社会参加の促進		電話番号	087-839-2333
	基本事業	障がい者の自立支援の促進	事業実施主体	市	
	事務事業	福祉用品助成等事業	事業期間	平成28年度～令和5年度	

**【事業全体概要】**

事業の概要  
本人及び同居する家族を援助し、その精神的・経済的負担等の軽減を図るため、重度の障がい者（児）及び高齢者等に対し、福祉用品の給付等を行う事業。

4年度概要  
紙おむつの給付、福祉電話等貸与、住宅改造の助成

重点取組事業  
市長マニフェスト 1-⑯ 事務事業の種類

**【事業の目的】**

対象（何を）  
紙おむつ、福祉電話、ファクシミリ、住宅改造を必要とする障がい者（児）。

意図（どのような状態にしたいか）  
本人及び同居する家族の精神的及び経済的負担等の軽減を図る。

**【事業の活動】**

活動指標名（具体的にどのような活動をしたか）	単位	H1	R2	R3	R4	中期目標 R4
① 紙おむつ支給申請受付件数	件数	90	90	80	100	100
②						

**【事業の成果】**

成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H1	R2	R3	R4	中期目標 R4
紙おむつ支給件数	件	目標値	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		実績値	2,517	2,455	2,280		
成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 支給対象者の微減等のため、目標値に達しなかった。							76.0%
							26点
成果指標②							

**【コストの推移】**

指標名	単位	平成31年度（決算）	令和2年度（決算）	令和3年度（決算）	令和4年度（予算）
トータルコスト	[千円]	37,683	38,469	37,156	33,898
（事業費）	[千円]	28,587	28,732	27,341	24,083
（職員人件費）	[千円]	9,106	9,727	9,815	9,815

**【評価】**

評価ランク (A～D) **C** 今後の方向性 (拡充、継続、改善継続、縮小、廃止) **廃止**

【昨年度の実施状況と課題】（評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入）  
支給対象者の微減等のため、目標値に達しなかった。

【今後の事業方針】（評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入）  
令和2年度から新規受付を停止している福祉電話等貸与に加え、令和4年度からは、紙おむつの給付及び住宅改造の助成についても新規受付を停止した。紙おむつの給付及び住宅改造の助成については、国庫補助事業である日常生活用具給付事業の類似事業との統合を行ったところである。今後とも、時代背景やニーズに応じて事業の創設や改廃を行うなど、柔軟な対応に努める。

令和4年度（3年度決算分）高松市事務事業評価表 【事中・事後評価】

総合計画体系	まちづくりの目標	産業の活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち	評価	局名	市民政策局
	政策	国際・国内交流の推進と定住の促進	評価担当	課(室)名	地域振興課
	施策	移住・交流の促進		電話番号	087-839-2278
	基本事業	選ばれる地域づくりの推進	事業実施主体	市	
	事務事業	地域おこし協力隊活動事業	事業期間	平成28年度～令和5年度	

**【事業全体概要】**

事業の概要  
本市の中でも、特に人口減少により地域力が低下している山間部や島しょ部において、地域力の維持及び強化並びに地域の活性化に資するため、都市地域等からの人材を積極的に誘致し、「地域おこし協力隊」を配置する。

4年度概要  
重点取組事業 市長マニフェスト 事務事業の種類 ②ソフト事業（法律による実施義務無）

**【事業の目的】**

対象（何を）  
山間部や島しょ部など、人口減少により地域力が低下している地域

意図（どのような状態にしたいか）  
対象地域において、県外から採用した地域おこし協力隊の隊員を配置し、地域協力活動に従事させることにより、地域力の維持・向上を図る

**【事業の活動】**

活動指標名（具体的にどのような活動をしたか）	単位	H1	R2	R3	R4	中期目標 R4
① 隊員の活動地域数	地域	4	4	3	0	0
②						

**【事業の成果】**

成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H1	R2	R3	R4	中期目標 R4
隊員と地域コミュニティ協議会との連携により実施した事業数	事業	目標値	6	4	3	0	0
		実績値	6	4	3		
成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 令和3年度は塩江・女木地区隊員の方が3年の任期を満了し定住、起業した。ほかの隊員1名につきましても、当初の計画通り活動を行うことができた。							100.0%
							35点
成果指標②							

**【コストの推移】**

指標名	単位	平成31年度（決算）	令和2年度（決算）	令和3年度（決算）	令和4年度（予算）
トータルコスト	[千円]	27,833	24,203	17,157	0
（事業費）	[千円]	23,280	19,714	12,627	0
（職員人件費）	[千円]	4,553	4,489	4,530	0

**【評価】**

評価ランク (A～D) **A** 今後の方向性 (拡充、継続、改善継続、縮小、廃止) **完了**

【昨年度の実施状況と課題】（評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入）

【今後の事業方針】（評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入）  
移住・定住促進方策等も活用しながら、隊員を始めとする新たな人材を地域コミュニティの一員として確保し、地域の活性化に取り組んでいく。

事務事業評価 簡易評価シート

セルの内容はすべてを揃えてお願ひしませう

①担当課	長寿支援課		
②記入者名	伊藤	③連絡先	内2575
④中期計画No.	【004】		
⑤基本目標	健やかに安心してくらせるまちづくり		
⑥基本施策	区民主体の福祉コミュニティづくり		
⑦単位施策	地域で支えあうしくみづくり		
⑧計画事業名	地域見守り支えあい事業		
⑨基本施策の対象	北区に住所を有する65歳以上の単身又は75歳以上の高齢者のみの世帯の高齢者及び在宅生活で、不安、虚弱、認知症等で困っている者		
⑩基本施策の意図	単身高齢者等が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう見守り、支援していく		
⑪基本施策の結果	住民一人ひとりが暮らしといきがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現する		
⑫計画事業の内容 (対象・手段・意図)	一人暮らし高齢者の増加や地域社会の希薄化に対応するため、高齢者あんしんセンターを核として、関係機関が連携した「おたがいさまネットワーク」等による重層的な見守り体制の充実を図る。さらに、一人暮らし高齢者等の見守り活動をしている町会・自治会に対して、活動費の一部を補助することにより自主的な地域の見守り活動の輪を広げる。		
⑬計画事業の予算額・決算額	令和4年度予算額：	11,257	(千円)
	令和3年度決算(見込)額：	9,901	(千円)
⑭計画事業の進捗状況	コロナ禍において、訪問による見守りは減少している状況だが、電話等による見守りは継続されている。おたがいさまネットワーク協力は計画数を超えている。見守り活動補助金交付は新規受付は令和4年度で終了し、10年間の補助金交付期間により今後減少していく。		
⑮計画事業の活動指標 (アウトプット) ※できるだけ数値で表せるものについては、数値を記載	おたがいさまネットワーク協力団体数 1,272団体 一人暮らし高齢者訪問型見守り対象者数 122人 町会・自治会への見守り活動補助金交付団体数 73団体		
⑯計画事業の成果指標 (アウトカム) ※できるだけ数値で表せるものについては、数値を記載	在宅での孤独死の減少 高齢者の在宅生活者の増加		
⑰計画事業の課題	高齢者単身世帯の増加や地域社会・家族関係の希薄化により、単身高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続するには不安があるので、地域で協力して見守りができるよう、また、見守り協力者の連携を支援していく必要がある。		
⑱計画事業の評価と方針 (事業課長方針)	評価	維持・推進	
	今後の方針	補助金交付期間の終了により町会・自治会への見守り活動補助金交付団体数は減少することとなるが、今後の高齢者人口増加に備え、おたがいさまネットワーク協力団体事業は推進していく。	

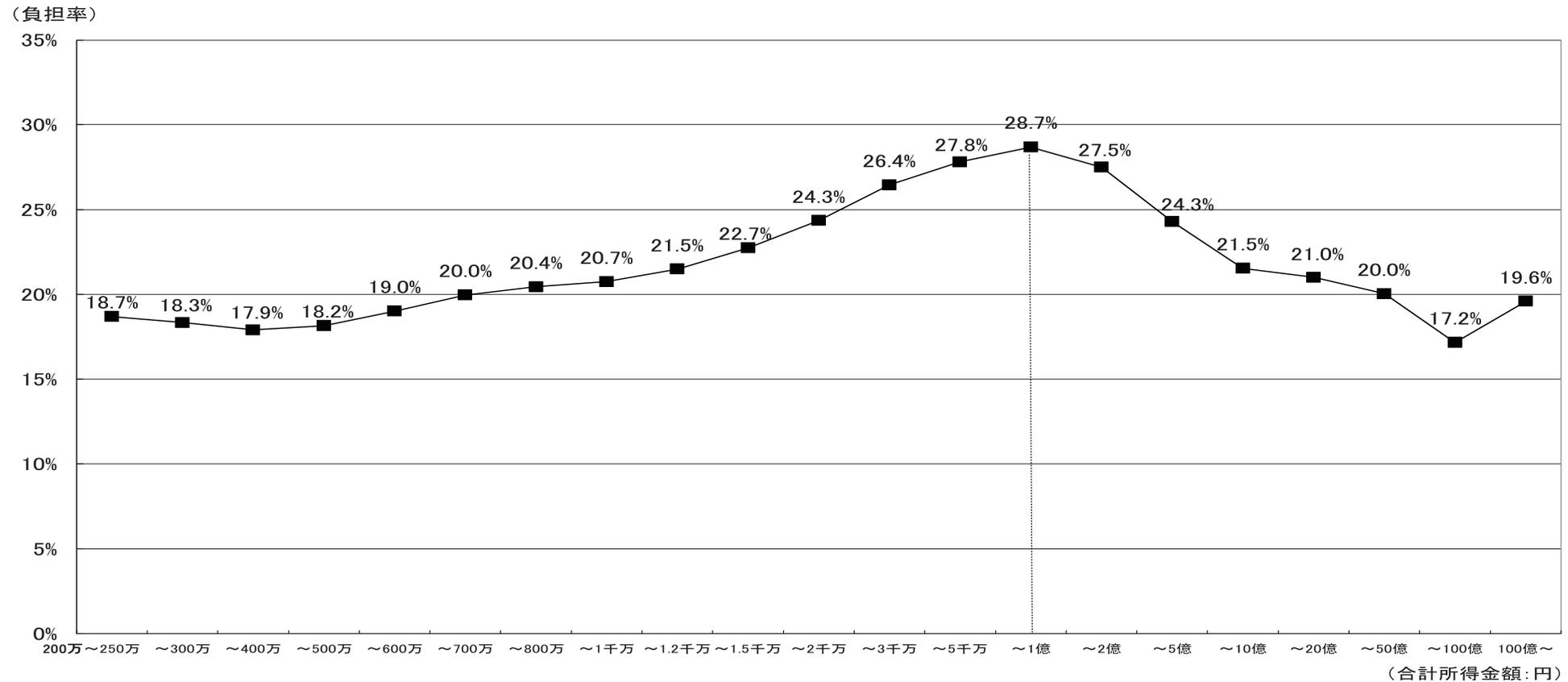
事務事業評価 簡易評価シート

セルの内容はすべてを揃えてお願ひしませう

①担当課	健康推進課		
②記入者名	健康づくり推進係 飯田	③連絡先	内線2547
④中期計画No.	【001】		
⑤基本目標	健やかに安心してくらせるまちづくり		
⑥基本施策	健康づくりの支援		
⑦単位施策	毎日の健康づくりの支援		
⑧計画事業名	健康寿命の延伸プロジェクト ～若い世代から取り組む健康づくり～		
⑨基本施策の対象	健康無関心層を含むおおよそ20代～60代までの区民		
⑩基本施策の意図	地域のソーシャル・キャピタルに働きかけることで、若い世代から生活習慣病予防を図り、健康づくりへの意識を高める。		
⑪基本施策の結果	ソーシャル・キャピタルの水準向上及び区民の健康維持・増進を図り、健康寿命を延伸する。		
⑫計画事業の内容 (対象・手段・意図)	若い世代から健康づくりに関心を持ち、生涯にわたって健康的な生活習慣を身につけて、健康寿命を延ばすため、ソーシャル・キャピタルの推進、生活習慣病の予防、運動と栄養による健康増進等、健康づくりに関する様々な事業を展開する。		
⑬計画事業の予算額・決算額	令和4年度予算額：	507	(千円)
	令和3年度決算(見込)額：	126	(千円)
⑭計画事業の進捗状況	①ソーシャル・キャピタルの推進⇒：コロナ禍により令和3年8月より課内の検討PTを休止。 ②生活習慣病予防⇒：コロナ禍により講演会や普及啓発事業は令和2年度より休止。 ③運動と栄養に関する健康増進⇒：北区あるきたポイント事業は平成30年度より継続して実施。野菜摂取量の増加に向けた食育推進事業「東京北区マイベジプロジェクト」は令和2年度より継続して実施。		
⑮計画事業の活動指標 (アウトプット) ※できるだけ数値で表せるものについては、数値を記載	講演会参加人数(事業中止) 普及啓発及び健康教育実施延べ人数(事業中止) あるきたダウンロード数 15,231人(令和4年3月31日現在) マイベジメニューブック配布数 10,000部(令和3年度) マイベジレシピ動画再生回数 3,086回(令和4年7月4日現在)		
⑯計画事業の成果指標 (アウトカム) ※できるだけ数値で表せるものについては、数値を記載	健康寿命 男性 80.75 女性 82.60(令和2年度) 歩数 平均3,000～5,000歩の割合が全体の29%と最も多い(平成30年3月) 野菜摂取量 約7割が140g以下(平成30年3月)(目標350g)		
⑰計画事業の課題	コロナ禍により、地域のソーシャル・キャピタルへ参集による普及啓発の働きかけが難しい状況が続いている。また、課内検討PTの開催も、保健師の保健所派遣の影響を受け、実施が難しい現状である。ソーシャル・キャピタルの底上げには地域の健康づくりを推進する新たな人材やネットワークの開拓が欠かせないため、課内実施体制の確保は重要であり、検討に時間を要する。また、計画事業の動きをヘルシータウン21に反映させることが重要と考える。		
⑱計画事業の評価と方針 (事業課長方針)	評価	維持・推進	
	今後の方針	若い世代への働きかけに重点を置き、区民の健康寿命を延ばし健康づくりを推進するため、引き続き事業を実施する。	

令和2年分

# 申告納税者の負担率（所得税 + 社会保険料）



(備考) 令和2年分の国税庁「申告所得税標本調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。

(注1) 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。

(注2) 社会保険料負担率は、合計所得金額の各階層の社会保険料控除の合計額から1人当たりの額を算出した上で、合計所得金額の各階層の中間値で割ることにより計算。

出典：財務省説明資料 [ 個人所得課税 ] 令和4年10月4日（火）より引用

TOP

信書の問題点

国際スピード郵便(EMS)の問題点



いい競争で、いいサービスを。

## 信書における問題点

クロネコメール便を廃止してから1年以上、お客さまからいまだに復活を希望する声が届いています。  
廃止の理由は、信書の定義がわかりにくく、お客さまが信書を送ることで罪に問われるリスクがあったためでした。  
残念ながら、その状況はいまだに改善されていません。

---

信書とは？

信書とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」です。  
(郵便法第4条第2項)

---

# 1 信書の問題は放置されたままです。

信書の概念は曖昧な「内容基準」のため、同じ文書でも、送付する状況や文面のわずかな違いにより、信書であつたりなかつたりします。

私たちは、信書に当たるか否かを国民の誰もが判断できるよう、信書の範囲を封筒の大きさで決める「外形基準」を導入することを、2013年12月 総務省 情報通信審議会 郵政政策部会へ提案しました。しかし、この提案について十分な議論がなされ

ることはなく、2014年3月 情報通信審議会は中間答申（案）の中で、外形基準では

- ・憲法上保障された「通信の秘密」などを合理的に確保できない
- ・現在、宅配便事業者が送付できているものが送付できなくなる事態が発生し、市場の活性化につながらない

との見解を示しました。その後、2015年9月の最終答申でも十分な議論が行われることはなく、2016年7月に発足した総務省の「郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会」においては議題にすら上がりませんでした。

政府は信書便市場における利便性向上のため、分かりにくい信書の定義を国民の誰もが分かりやすい基準へ変更するよう、改正に向けた議論を進めるべきです。



# 2 送る人が罪に問われるリスクがあります。

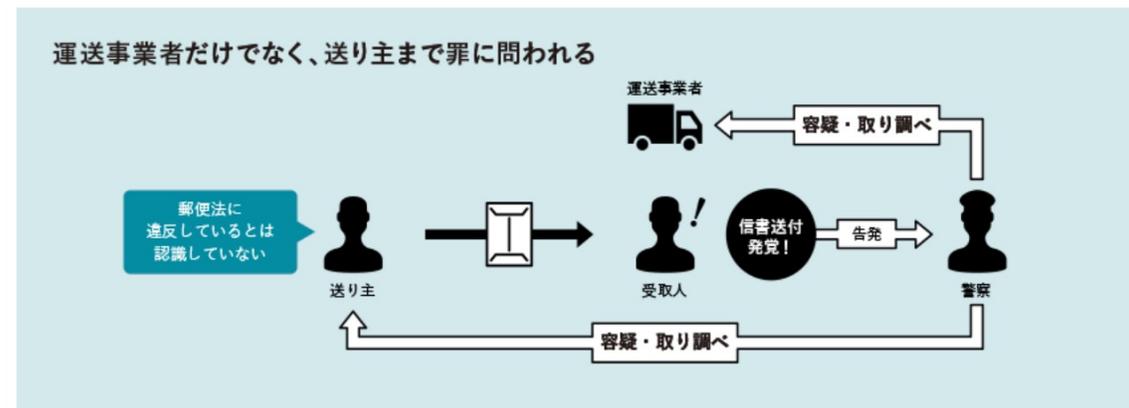
信書規制の最大の問題は「何が信書に当たるのかわかりにくい」にもかかわらず、郵便または信書便以外で信書を送った場合、運送事業者だけでなく送り主も罰せられることです。

これまで私たちは、信書を送達した運送事業者のみを罰するべきであると主張し続けてきましたが、罰則規定が見直されることはありませんでした。

一方、2016年10月には日本郵便から個人向けの「ゆうパケット」が発売され、意図せぬ郵便法違反により国民が罰せられる危険は高まりつつあります。

「ゆうパケット」は「荷物を運ぶサービス」であるため信書を送ることはできません。しかし「ゆうパケット」は対面での内容物確認などの事前の事務手続きなしに、郵便ポストへ差し出すことができ、利用者は、「ゆうパケット」で信書も送れると誤認することが懸念されます。

このような状況を是正するべく、送り主への罰則規定は廃止するべきであり、また、「ゆうパケット」のような「荷物を運ぶサービス」を郵便ポストで引き受けることを中止するべきと、私たちは考えます。



### 3 ユニバーサルサービスの会計が不透明です。

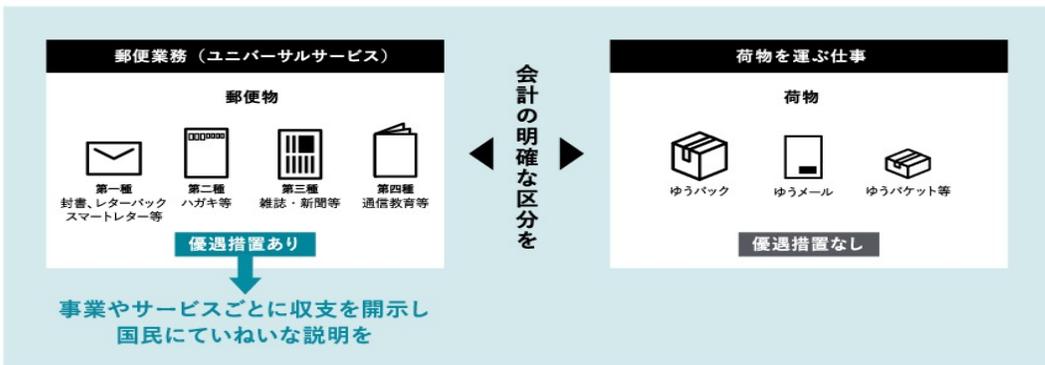
私たちはユニバーサルサービスである郵便事業を維持するために国民に負担を強いる以上、どの事業・サービスが赤字であるのかを明確にし、国民に分かりやすく説明すべきであると主張してきました。

2016年7月、総務省に「郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会」が発足し議論が行われ、2016年12月の検討会では、郵便事業の収支状況の情報開示について、「どの部分が赤字で、どの部分がユニバーサルサービスなのかなどを国民に説明しないと理解が得られない」、「現在の収支状況の公表資料では、どれがユニバーサルサービスで、その収支がいくらであるかなどがよく分からない」との問題提起がなされる等、徐々に議論が進みつつあります。

一方、2016年10月より郵便ポストでの引受けが可能となった「ゆうパケット」に関して、私たちは「ゆうメール」や「ゆうパケット」等の「荷物を運ぶサービス」を郵便ポストで引き受けた場合、その引受けコストは、郵便物の引受けコストと会計上どのように区別されているのかについて総務省の情報流通行政局郵政行政部（以下、総務省）へ質問を行いました。総務省は関係法令により区分されているとの回答でした。

総務省の検討会でもユニバーサルサービスの収支状況を明確にするべきとの議論が進む中、私たちも総務省の検討会の問題提起と同様に会計が不透明であると考えています。したがって、総務省が会計区分されているとする回答には疑念を抱かざるを得ません。

今後、総務省の検討会で議論を深めていただくとともに、会計の透明性を確保し、国民に不可欠なユニバーサルサービスの範囲を明確化することで郵便事業を最小限の国民負担で維持すべきであるという考えのもと、私たちは引き続き総務省への働きかけを行ってまいります。

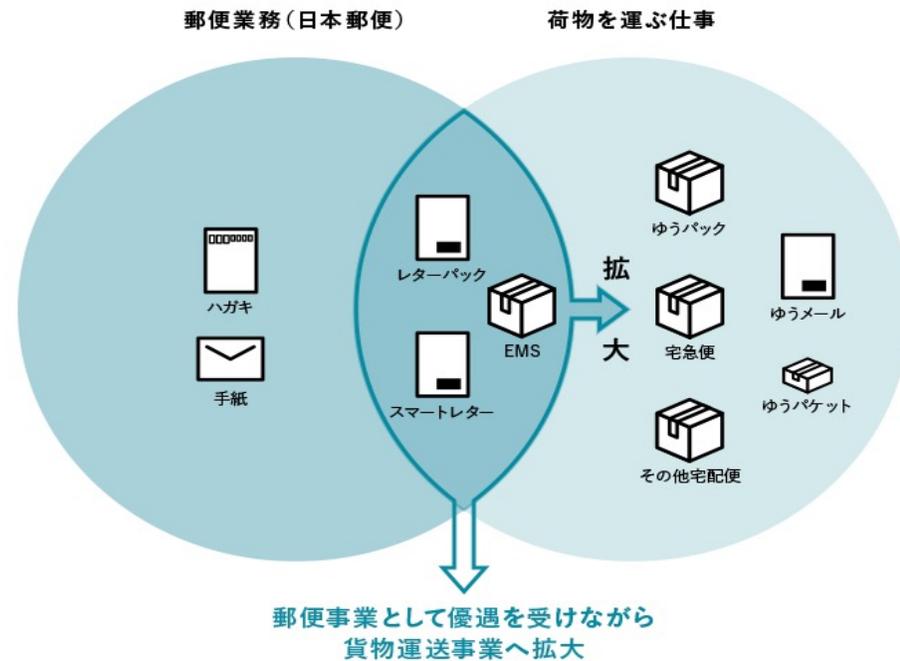


### 4 貨物市場の公平公正な競争が阻害されています。

日本郵便が提供する「レターパック」や「スマートレター」は、「信書も非信書も送れる」サービスとして推奨販売されています。

また、「ゆうメール」や「ゆうパケット」は荷物を運ぶサービスですが、郵便事業を維持するための資産である郵便ポストでの引受けが可能です。

「信書も非信書も送れる」サービスは、貨物市場を侵食し民間の競争を妨げるものであり、国民の利便性が阻害されることになりかねません。さらに郵便ポストで荷物を運ぶサービスを引受けることは、郵便事業者としての優遇を受けながら貨物運送事業を拡充していることに他ならず、貨物市場の公平公正な競争が阻害されていると、私たちは考えます。



## 5 民間事業者が便利なサービスを生み出しにくい状況です。

多くのお客さまから「クロネコメール便を復活してほしい」、「自由にサービスを選びたい」というご意見をいただきました。しかし、信書の定義が曖昧な内容基準で、送る側と運ぶ側の両方に対し罰則が設けられている現状では、信書の混在するおそれのあるクロネコメール便を扱うことは難しいのが実情です。そして、民間事業者同士の公平公正な競争が促進されないことから、お客さまの要望に沿ったサービスが生まれにくい状況にあります。

私たちは公平公正な競争条件のもと、互いが切磋琢磨し、より便利なサービスを創造することこそ、国民の利便性向上や日本経済の発展につながると考えています。

## 6 クロネコメール便廃止後、郵便料金が上がり続けています。

1997年に当社がクロネコメール便を開始して以降、それまで値上げを繰り返してきた郵便料金は22年間据え置かれてきました。しかし、2015年3月に私たちがクロネコメール便を廃止した後、2016年6月1日から一部の内国郵便物の基本割引率の引き下げと、国際スピード郵便（EMS）の値上げがなされました。さらに、2017年6月1日からは「はがき」や「ゆうメール」等の値上げも実施されます。

値上げの理由は、人件費の増加や再配達によるコスト増などが挙げられていますが、もし競争があれば、料金は据え置かれたかもしれません。

経営状況に応じて各事業者が提供するサービスの料金が改定されること自体に異存はありませんが、公平公正な競争環境がない状態では特定の事業者の独占につながり、国民の利便性の低下を招きかねないと私たちは考えます。